

御食国若狭おばま「食の達人」・「食の語り部」認定事業実施要領

1 目的

御食国若狭おばまの風土が育んだ食に関わる人々の優れた技術や知恵、知識（以下「技術等」という。）を尊び、誇りとするとともに、交流・体験の場等で積極的に活用することにより、こうした技術等の普及並びに後継者の育成を図る。

2 実施主体

小浜市

3 称号名称

「食の達人」

農業（米、野菜、花など）、林業、水産業（カキの養殖、釣りなど）、
食品加工（へしこ、とちもち、くずまんじゅうなど）、料理

「食の語り部」

食の歴史、食文化、自然環境

※部門については、関係者・市民等の意見を聞きながら、適宜追加等を行う。

4 認定要件

① 食の達人

次の各項に掲げる要件をすべて満たす者または団体

ア 小浜市民または小浜市に住所を有する団体であること。

イ 食材の生産、加工、料理などに関し深く通じ、優れた技術等を有していること。

ウ 研修会や講習会、イベント等で、その技術等を広く一般に披露することが可能であること。

② 食の語り部

次の各項に掲げる要件をすべて満たす者または団体

ア 小浜市民または小浜市に住所を有する団体であること。

イ 小浜市の食の歴史や食文化などに関し、優れた知識を有する者。

ウ 研修会や講習会、イベント等で、その知識を広く一般に披露することが可能であること。

5 認定手順

ア 認定候補者の公募

一般公募（自薦、他薦を問わない。団体推薦も可）（別紙様式）により候補者を募集する。

イ 実態調査

必要に応じて、市、嶺南振興局、JA職員等による実態調査を行い、その結果を選定委員会に報告する。

ウ 選定委員会による選定

「選定委員会」は、実態調査結果の報告を踏まえ、一般公募のあった「食の達人」・「食の語り部」候補者についての審査を行い、その結果を市長に報告する。

エ 市長の認定

市長は、「選定委員会」の報告を踏まえ、適当と認めるときは「食の達人」または「食の語り部」に認定し、認定証を交付する。

※認定証については、部門名を明記する。（例）食の達人【農業・（米）】

6 技術等の普及

「食の達人」または「食の語り部」に認定された者（以下「認定者」という。）には、優れた技術等を一般に広く普及すべく、食に関する研修会、講習会およびイベント等において、講師として活動してもらうこととする。

7 認定の有効期間

有効期間は定めない。ただし、認定者本人から認定辞退の申し出があった時は、この限りではない。

8 認定の取り消し

市長は、認定者が、認定者たるに相応しくない行為があった場合には、その認定を取り消すことができる。

附 則 この要領は、平成19年8月1日から施行する。